

佐世保市前立腺がん検診実施要領

佐世保市における前立腺がん検診については、下記により実施するものとする。

（対象者）

- 第1条 検診の対象者は、佐世保市に住所を有する50歳以上の男性（佐世保市に居住する者で、やむを得ない事情により佐世保市に住民票を異動することができないと佐世保市が認めた者を含む）とする。ただし、前立腺疾患などで治療中の者、及び定期観察中の者は除くものとする。
- 2 前項に定める者のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施するPSA（前立腺特異抗原）検査を受けることができる者は原則として佐世保市前立腺がん検診の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（実施回数）

- 第2条 前立腺がん検診の実施回数は、同一人について年度内1回行うものとする。

（受診者の自己負担）

- 第3条 生活保護受給者、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者、市民税非課税世帯の者及び70歳以上の者の自己負担金は無いものとし、それ以外の受診者の自己負担金は、400円とする。
- 2 佐世保市国民健康保険加入者の自己負担分は、佐世保市国民健康保険特別会計が負担するものとし、受診者本人の窓口負担はないものとする。

（検診実施機関）

- 第4条 検診は、佐世保市が委託する医療機関が、実施することとする。

（周知の方法）

- 第5条 佐世保市は、広報させぼ・町内回覧等により適宜、対象者への受診機会の周知及び勧奨を行うものとする。

（検診の実施）

- 第6条 検査項目は、問診及びPSA検査とする。

（結果の通知及び請求）

- 第7条 検診結果については、前立腺がん一次検診カルテ（以下「一次検診カルテ」という。）の受診者結果通知用により、一次検診実施機関が受診者に速やかに通知するとともに、検査結果に基づき、精密検査の必要なものについては精密検査の適切な受診指導を行うものとする。
- 2 検診委託料は、佐世保市にがん検診（一次）委託料請求書に、必要事項を記入した前立腺がん検診受診者名簿を添えて、月毎にまとめて検査月の翌月20日までに報告するものとする。

- 3 一次検診カルテは4枚複写になっているので、一枚目は一次検診実施医療機関保存用、二枚目は受診者結果通知用、三枚目は佐世保市報告用、四枚目は医師会報告用とする。

(精密検査)

- 第8条 精密検査医療機関は、十分な精密検査が可能な医療機関とし、生体検査が必要となった場合に、経直腸超音波ガイド下での実施が可能な機関に限るものとする。
- 2 一次検診実施医療機関は、前立腺がん精密検査結果連絡票に必要事項を記入のうえ受診者へ渡し、精密検査の受診を勧め、その際、連絡票を提出するよう説明する。
 - 3 精密検査を実施した医療機関は、その結果について、すみやかに一次検診実施医療機関に前立腺がん精密検査結果連絡票にて報告するものとする。
 - 4 精密検査実施機関から報告を受けた一次検診実施医療機関は、すみやかに前立腺がん精密検査結果連絡票にて佐世保市と医師会へ報告するものとする。
 - 5 精密検査は、保険診療扱いとする。

(記録の整備)

- 第9条 カルテは少なくとも5年間保存しなければならない。

(精度管理)

- 第10条 一次検診実施医療機関は、佐世保市からの求めに応じ、がん検診チェックリストを佐世保市に提出し、チェックリストに基づく検討を実施する。

(その他)

- 第11条 この要領にない案件等が生じた場合は、必要に応じて佐世保市と佐世保市医師会の両方で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。